

名古屋市緑政土木局

業務委託記録写真作成方法

令和8年4月

業務委託記録写真作成方法

目 次

| | |
|---------------------|-----|
| 第1 一般事項 | 1 |
| 1・1 趣 旨 | 1 |
| 1・2 適 用 | 1 |
| 1・3 撮影目的 | 1 |
| 1・4 写真の構成 | 1 |
| 1・5 撮影箇所及び内容等 | 1 |
| 1・6 撮影計画の提出 | 1 |
| 第2 撮影の方法 | 1 |
| 2・1 撮影の基本 | 1 |
| 2・2 形状寸法の確認方法 | 2 |
| 2・3 拡大写真 | 2 |
| 2・4 検査状況写真 | 2 |
| 第3 写真の仕様等 | 2 |
| 3・1 写真の大きさ及び色彩 | 2 |
| 3・2 撮影済写真の点検等 | 2 |
| 第4 写真帳の提出等 | 2 |
| 4・1 写真の整理方法 | 2 |
| 4・2 提出及び保存 | 3 |
| 〔別表 1〕 工種別撮影基準表 | 4～6 |
| 〔様式 1〕 業務委託記録写真帳の様式 | 7 |

第1 一般事項

1・1 趣 旨

この業務委託記録写真作成方法（以下「写真作成方法」という。）は、業務委託（以下「業務」という。）の適正な履行を確認するために記録する写真の撮影内容、方法及び編集等について、必要な事項を定めたものである。

1・2 適 用

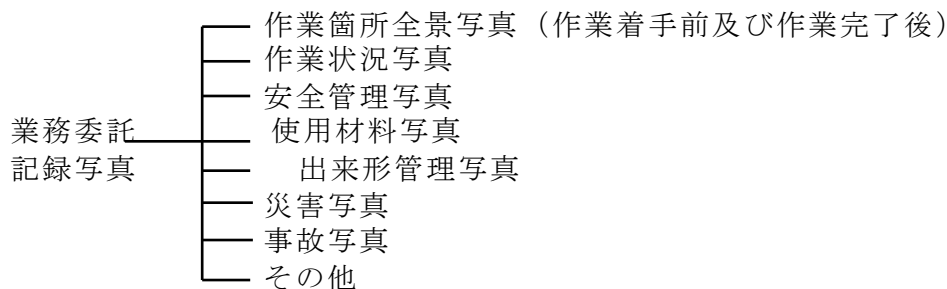
- (1) この写真作成方法は、緑政土木局が所管する業務に適用する。
- (2) 受託人は、設計図書に業務委託記録写真（以下「写真」という。）に関する特記事項がある場合を除き、この写真作成方法によるものとする。
ただし、ここに定めのない事項は、監督員の指示するところによる。

1・3 撮影目的

写真は、次の目的をもって撮影するものとする。

- (1) 作業完了後に、当該業務で不可視となり、確認が困難となる部分、又は測定が困難となる部分の形状寸法の撮影及び作業管理の履行証拠として撮影する。
- (2) 作業方法、程度、状況等、その時点における内容証拠、あるいは、作業の出来栄え及び報告証明として、事実の姿を撮影する。
- (3) 作業の各段階における方法、使用機械、設備、あるいは作業の進行状態、順序等の一断面で、技術的記録評価がある被写体を撮影する。

1・4 写真の構成



1・5 撮影箇所及び内容等

- (1) 写真の撮影箇所及び内容、頻度は別表の「工種別撮影基準表」に基づき実施するものとする。
- (2) 設計図書と現場が一致しない場合、または作業条件が相違する場合等、設計変更の根拠資料として必要な被写体は監督員の指示を受け、必ず撮影するものとする。
- (3) 業務の作業中に、天災その他の災害、あるいは業務に起因する第三者損害等が発生、又は予測される場合には、その発生前又は進行中の状態並びに臨機の措置状況を迅速・確実に撮影するものとする。

1・6 撮影計画の提出

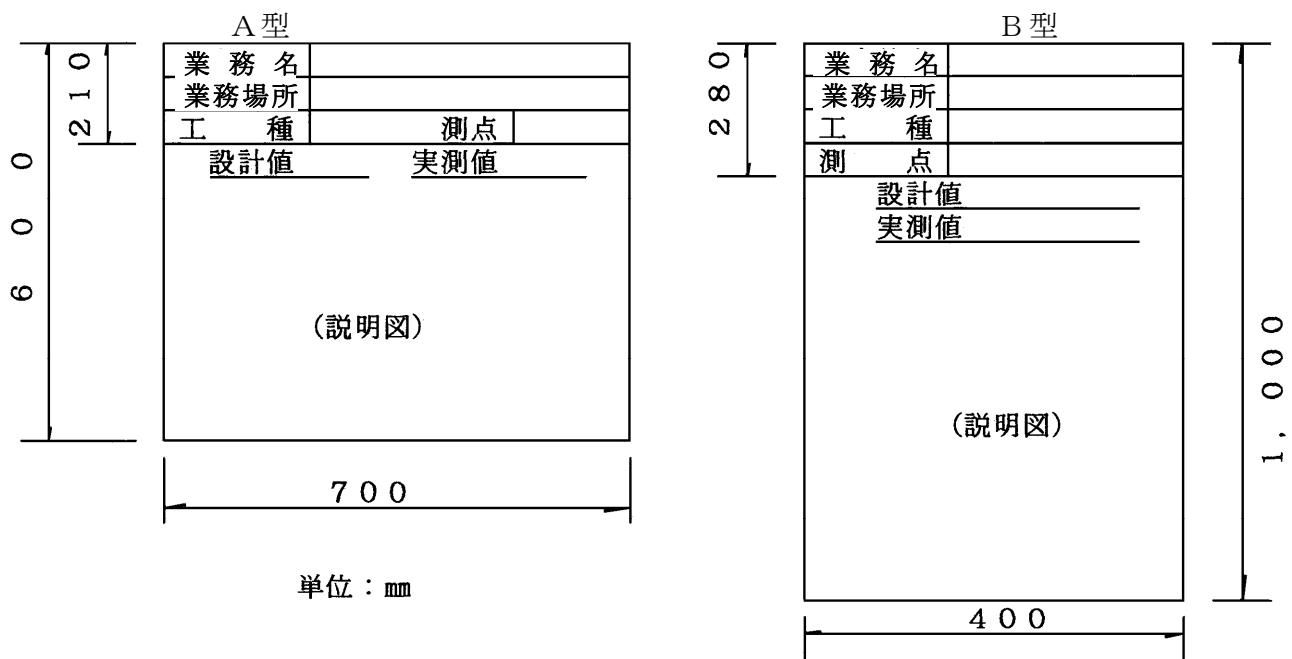
受託人は、業務の作業前に工種又は工程ごとに撮影実施計画を作成し、監督員に提出し、承認を受けなければならない。

第2 撮影の方法

2・1 撮影の基本

- (1) 撮影は、被写体の位置確認を明確にするため、撮影地点・方向は常に一定とし、かつ撮影目的、時期を逸しないようにしなければならない。
- (2) 同一工種を作業工程に応じて段階的に撮影する写真は、工程毎の作業完了時又は、業務内容が確実に証明できる時点で撮影しなければならない。
- (3) 撮影は、原則として撮影目的を阻害しない場所に被写体の略図、位置等を記入した黒板を置き、同時に撮影するものとする。

黒板の寸法及び様式は下図を標準とする。



- (注) 1. 黒板に記載する説明図は必ず同一向きとすること。
 2. 説明図には、どの部分の寸法表示かを明確に示す。
 3. 説明図欄の余白に、撮影主眼寸法の設計値、実測値を対比させて記入すること。
 4. 黒板に記載された寸法表示が判明出来ない場合は、写真台紙に記載し、それ以外は、記載不要とする。

2・2 形状寸法の確認方法

- (1) 被写体の主眼となる寸法や基準となる丁張、水糸、基準ぐい等の関係が写真で判明できるよう、箱尺、テープ等を添えて撮影するものとする。
- (2) 種類又は品質の異なる複数の材料を層毎に積上げとする工種の寸法確認は原則として層毎の仕上面高を撮影すればよいものとする。

2・3 拡大写真

被写体の一部を拡大して撮影する場合は、全景写真と拡大部分との位置関係が十分確認できるようにしなければならない。

2・4 検査状況写真

監督員が実施する検査は、撮影画面に監督員等を入れて検査状況を撮影するものとする。

第3 写真の仕様等

3・1 写真の大きさ及び色彩

写真の色彩や大きさは、以下のとおりとする。

- (1) 写真は、カラーとする。
- (2) 写真の大きさは、サービスサイズとする。ただし、監督員が指示するものは、その指示した大きさとする。

3・2 撮影済写真の点検等

写真は撮影後、すみやかに点検・整理を行い、適時監督員に提示し、撮影内容の確認を受けるものとする。

第4 写真帳の提出等

4・1 写真の整理方法

- (1) 写真帳は、1.4 写真の構成の区分を参考にし、編集の目的、意図を十分考慮のうえ、測点又は、業務の進行順序に従い、工種別に分り易く、系統的に組立てなければならない。
- (2) 写真帳の表紙及び台紙の大きさは、業務委託関係書類に綴じ込むことができるA4版(様式1)を標準とする。

- (3) 写真帳の第一頁には、業務位置図、写真撮影箇所及び業務管理計測点図を添付し、工種毎の編集写真の最初には必要に応じ概略説明図を添付するものとする。

4・2 提出及び保存

写真の提出部数及び保存は次によるものとする。

- (1) 受託人は、業務完了後すみやかに業務委託記録写真帳を監督員に1部提出するものとする。
ただし、業務の作業途中において、監督員が必要により既成部分に対応する写真帳の提出を求めた場合には、遅滞なくこれに応ずるものとする。
- (2) 写真の電子データは、当該業務の完了以後3年間を良好な状態で保存する。

(留意事項等)

別表工種撮影基準表の適用について、次の事項に留意するものとする。

- (1) 撮影項目、撮影頻度等が作業内容により不適切な場合は監督員の指示により追加、削除するものとする。
- (2) 作業状況等の写真については、ビデオ等の活用ができるものとする。
- (3) 不可視となる部分については、寸法が確認できるよう特に注意して撮影するものとする。
- (4) 工種撮影基準表に記載のない工種については類似工種を準用するものとする。

適用

この写真作成方法は、令和8年4月1日以降に契約を行う業務に適用する。

ただし、これ以前に契約が行われた業務についても、受発注者間で協議のうえ適用できるものとする。

[別表 1]

工 種 別 撮 影 基 準 表

| 区 分 | 工 種 | 撮 影 項 目 | 撮 影 時 期 | 撮 影 頻 度 | 摘 要 |
|---------------------------------|-----------------------|---|------------------|---|---------------------------------|
| 着 手 前 ・ 完 了 後 | 作業着手前及び完了時の全景 | 作業着手前と完了時の概況が同一方向で対 比できるようにする | 作 業 前 後 | 起点・中間及び終点 | 同一方向とは、原則 として起点より終 点を望む方向 |
| | 第三者損害等の発生の恐れがあ る箇所 | 作業開始後に業務に起因する紛争が予測さ れる箇所の現況。立会者を画面に入れる | 作 業 前 後 必 要 時 | その都度で確認又は了解後 | 境界杭の移設、建造 物、埋設物との近接 作業等 |
| 業 務 委 託 | 図面との不一致 | 図面と現地との不一致の写真 | 発 生 時 | 必要に応じて | 打合せ記録簿に添 付 |
| | 除草・芝刈 (刈込、抜取、薬剤) | 出来ばえ | 作 業 前 後 | 各回、工種毎 河川、道路（のり肩、路肩、中央分離帯等）は1km毎 街路樹植栽地等は2,000㎡(20a)毎、1km毎又は1,000箇所毎 公園は10,000㎡(100a)毎 | |
| | | 刈取り高さ、刈草処理状況 | 作 業 後 | 工種毎に適宜 | |
| | | 作業状況、飛石飛散防止対策状況 | 作 業 中 | 河川除草は1河川につき1回 道路除草は1路線につき1回 その他は適宜 | |
| | | 材料（薬剤）使用量 | 作 業 前 後 | 各回、種類毎 | |
| | 河川・道路清掃 | 作業状況 | 作 業 前 後 | 1作業箇所に1回 | |
| | 凍結防止剤散布 | 作業状況 | 作 業 中 | 路線毎 | |
| | | 材料使用量 | 作 業 前 後 | 全数量 | |
| | 残土処理・塵芥除去処理 | 作業状況 | 作 業 前 後 | 1作業箇所に1回 | |
| | | 検収（ボデー等） | 作 業 後 | 処理毎に適宜 | |
| | 道路緊急処理 | 作業状況 | 作 業 前 後 | 処理毎に適宜 | |
| | 樹木剪定 刈込（中木・低木・生垣） | 作業状況 | 作 業 後 | 各回、工種毎 単独物は50本毎 面・連続物は1,000m ² （10a）又は1,000m毎 | |
| | | 剪定枝処理状況 | 作 業 後 | 工種毎に適宜 | |

| 区分 | 工 種 | 撮 影 項 目 | 撮影時期 | 撮 影 頻 度 | 摘 要 |
|------------------|----------------------------------|----------------|---------|---|-----|
| 業 務 委 託 | 定期点検 | 点検状況 | 作 業 中 | 工種毎、100本毎 | |
| | 病虫害防除 | 作業状況 | 作 業 中 | 各回、工種毎、公園毎、路線毎 | |
| | | 材料使用量 | 作 業 前 後 | 各回、種類毎 | |
| | 緑地清掃 (掃き掃除、目立つゴミ拾い、 ゴミ袋回収) | 作業状況 | 作 業 後 | 各回、工種毎 公園は20公園につき1箇所 街路樹植栽地等は3,000㎡(30a)毎 | |
| | 便所清掃 | 作業状況 | 作 業 後 | 全箇所において、履行期間中1回 | |
| | 水景施設等清掃 | 作業状況 | 作 業 後 | 各回、工種毎、箇所毎 | |
| | 浄化槽等清掃 | 作業状況 | 作 業 後 | 各回、工種毎、箇所毎に浄化槽の内部 | |
| | | 材料(薬剤)使用量 | 作 業 前 後 | 各回、種類毎 | |
| | ゴミ運搬 | 検収(ボデー等) | 作 業 前 後 | 各回、工種毎 | |
| | 灌水 | 作業状況 | 作 業 中 | 各回、工種毎、2,000㎡(20a)毎 | |
| | 施肥 | 材料(肥料)使用量 | 作 業 前 後 | 各回、工種毎 | |
| | 花壇・プランター管理 (植付けを含む) | 作業状況 | 作 業 後 | 各回、工種毎に全景 | |
| | | 作業状況 | 作 業 後 | 各回、工種毎 プランターは100基毎 花壇は50㎡毎(1箇所50㎡以上1箇所) | |
| | | 作業状況 | 作 業 前 | 計上寸法は種類毎に適宜 | |
| 材料使用量 | | 作 業 前 後 | 各回、種類毎 | | |
| 管 安 理 全 | 安全管理 | 各種標識類の設置状況 | 設 置 後 | 種類毎に1回 | |
| | | 各種保安施設の設置状況 | 設 置 後 | 種類毎に1回 | |
| | | 交通誘導警備員の交通整理状況 | 作 業 中 | 各1回 | |

| 区分 | 工種 | 撮影項目 | 撮影時期 | 撮影頻度 | 摘要 |
|------|-------|-------------|--------------------|--------|---------------|
| 管安全 | | 安全訓練等の実施状況 | 実施中 | 実施毎に1回 | 実施状況資料に添付 |
| 使用材料 | 使用材料 | 使用材料 | 作業前 | 適宜 | |
| 出来形 | 出来形管理 | 出来形管理 | 作業後 | 適宜 | |
| 災害 | 被災状況 | 被災状況及び被災規模等 | 被災前 被災直後 被災後 | その都度 | 被災前は、付近の写真でも可 |
| 事故 | 事故報告 | 事故の状況 | 発生前 発生直後 発生後 | 事故発生時 | 発生前は、付近の写真でも可 |

- 注 1. この表にない工種の写真撮影は、この表の中で最も類似した工種の撮影方法に準じて行うこと。
2. 写真の撮影位置は測定位置と同一場所を原則とする。
3. 作業数量が撮影頻度以下の場合は、1回撮影を原則とする。
4. 公園は工事共通構造図の中分類工種の合計数量を撮影頻度対象数量とする。
5. 適宜とは、監督員の指示による箇所をいう。また、監督員が特に必要と認めたものは、別途指示による。

[様式 1]

業 務 委 託 記 録 写 真 帳

業 務 名

業 務 場 所

委 託 代 金

履 行 期 間

着 手 令 和 年 月 日

完 了 令 和 年 月 日

| | |
|--------------------|--|
| 発注者監督所属 職 氏 名 | |
| 受託人氏名 | |
| 業務代理人氏名 (主任技術者) | |

| | | | |
|-----------------|--|------|-----|
| 写真撮影及び 編集者氏名 | | 整理番号 | No. |
|-----------------|--|------|-----|